



平成 19 年 10 月 31 日

各 位

会 社 名 ダイトーエムイー株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 窪内泰之
(J A S D A Q ・ コ ー ド 9 9 2 3)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取締役管理管掌
兼 経営企画本部長 柴地隆明
(電 話 0 5 2 - 7 6 1 - 7 1 7 7)

転換社債型新株予約権付社債の繰上償還に関するお知らせ

平成 19 年 10 月 31 日開催の当社取締役会において、当社第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

- | | |
|---------------|---|
| 1 . 繰上償還する銘柄 | ダイトーエムイー株式会社第 1 回転換社債型新株予約権付社債 |
| 2 . 償還金額 | 10 億円 |
| 3 . 繰上償還の方法 | 全額買取の上、消却を行う。 |
| 4 . 繰上償還予定日 | 平成 19 年 11 月 14 日 |
| 5 . 繰上償還原資 | 手許資金 |
| 6 . 繰上償還を行う理由 | 当社は昨年来、創業家一族の引退に伴う事業承継を行うに当たり、経営支援ファンドとの資本提携・業務提携を通じて、平成 18 年 6 月 13 日に第 1 回転換社債型新株予約権付社債を発行して資金調達を行い、中期経営計画「NEXT50プラン」を立案し、現在計画実現に向けた施策を行っております。この中期経営計画は、最終年度が平成 23 年度であり、計画実現には所要の資金が必要となることを見込まれていますが、本新株予約権付社債は償還期日が平成 21 年 6 月である為、計画最終年度までの安定的な財務基盤を確保できている状況ではありません。また株価が低迷している現在の状況では、株価上昇による権利行使が行われる可能性が高いとは言えず、権利行使が行われなかった場合は、本新株予約権付社債の償還が必要であり、当社の資金繰り上大きな影響を与える可能性があります。従いまして、本新株予約権付社債を全額償還し、新たに第三者割当による新株式発行および新株予約権を発行することで、将来の償還リスクを回避し、中期経営計 |

画実現に必要となる自己資本の増強を行うものであります。(第三者割当増資による新株式発行および新株予約権の詳細につきましては、本日発表の「第三者割当により発行される新株式および新株予約権の募集ならびに主要株主の異動に関するお知らせ」をご確認ください。)

(ご参考) ダイトーエムイー株式会社第1回転換社債型新株予約権付社債

- | | |
|------------|---------------|
| 1. 発行日 | 平成18年6月13日 |
| 2. 発行総額 | 10億円 |
| 3. 未行使額面総額 | 10億円 |
| 4. 償還期限 | 平成21年6月12日 |
| 5. 利率 | 本社債には利息は付さない。 |
| 6. 転換価格 | 408円 |

以上

本件に関するお問い合わせ ダイトーエムイー株式会社 経営企画本部 052-761-7177